

○敦賀市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例施行規則

令和7年4月1日規則第37号

敦賀市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、敦賀市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（平成9年敦賀市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用日時及び休業日)

**第2条** スポーツ施設の使用期間、開館時間及び休業日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長は、特別な理由があると認めるときは、これを変更することができる。

(指定の申請)

**第3条** 条例第14条第2項の規定により申請しようとするものは、市長が指定する日までに、指定管理者申請書（様式第1号）及び申請資格に係る申立書（様式第2号）により行わなければならない。

2 条例第14条第3項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第14条第2項の規定による申請がない場合又は条例第15条各号に掲げる基準に適合するものがない場合
- (2) 条例第15条の規定により指定する前に、指定することが不可能となった場合又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定を取り消した場合であって、新たに指定管理者を指定するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定のものに管理を行わせる必要があると市長が特に認める場合

(指定の基準)

**第4条** 条例第15条第4号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行うものでないこと。
- (3) 敦賀市公金を滞納していないものであること。
- (4) 敦賀市内に主たる事務所を置き、又は置こうとするものであること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、きらめきスタジアムの管理の業務を行うために必要なものとして別に定める基準

(変更の届出)

**第5条** 条例第16条第2項の規定による変更の届出は、指定管理者名称等変更届出書(様式第3号)によりするものとする。

(事業報告書の提出)

**第6条** 指定管理者(条例第14条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は地方自治法第244条の2第7項の事業報告書を、毎年度終了後60日以内に、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において同条第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) きらめきスタジアムの管理業務の実施状況

(2) きらめきスタジアムの利用状況

(3) きらめきスタジアムに係る利用料金の収入実績

(4) きらめきスタジアムの管理に係る経費の収支の状況

(5) 前各号に掲げるもののほか、きらめきスタジアムの管理の状況を把握するために必要な事項

(使用の申込み)

**第7条** 条例第4条の規定により、団体でスポーツ施設を使用しようとする者は、使用日前6月の属する月の1日から使用日の7日前までに敦賀市スポーツ施設使用(利用)申込書(様式第4号)を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みについて、電子情報処理組織(市長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して行わせることができる。

3 前項の規定により行われた申込みは、第1項の申込書が提出されたものとみなして、条例及びこの規則を適用する。

4 第2項の規定により行われた申込みは、同項の市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

5 個人でスポーツ施設を使用しようとする者は、スポーツ施設へ申し込むものとする。

(使用の許可)

**第8条** 前条の規定により、市長はスポーツ施設の使用を許可したときは、敦賀市スポーツ施設使用（利用）許可書（様式第5号）を使用者に交付する。

2 市長は、前条第2項の規定により使用の申込みがあった場合には、前項の使用許可について、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 個人の使用については、使用料を納付することにより使用の許可を受けたものとみなす。  
（使用の制限）

**第9条** スポーツ施設は、市民のスポーツ及び体育のために使用するときを除き、5日以上にわたり連続して使用することはできない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

2 小・中学生が夜間スポーツ施設を使用するときは、特別の理由があり、かつ、引率その他相当と認める者の指導を受けられるときのほか、使用することができない。

（使用料）

**第10条** 条例第7条第3項の規定に基づく附属の設備及び特殊の器具等の使用料は、別表第2のとおりとする。ただし、個人で使用するときは、徴収しない。

2 条例第7条の規定による使用料は、次の各号を適用する。

（1）準備、撤去等のために使用する場合の使用料は、使用料の額の10分の5に相当する額とする。

（2）使用者が入場者に対し、いかなる名目であってもその入場の対価を徴収するとき、又は物品等の販売を行ったときは、使用料の金額の2倍に相当する額とする。

（使用料の減免）

**第11条** 条例第9条第1項の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、敦賀市スポーツ施設使用料（利用料金）減免申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請について、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

3 前項の規定により行われた申請は、第1項の申請が提出されたものとみなして、条例及びこの規則を適用する。

4 第2項の規定により行われた申請は、同項の市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

5 市長は、使用料を減免する決定をしたときは、敦賀市スポーツ施設使用料（利用料金）減免決定通知書（様式第7号）により、減免しない旨を決定したときはその旨を申請者に通知するものとする。

6 市長は、第2項の規定により使用料の減免の申請があった場合には、前項の通知について、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

7 条例第9条第2項に規定する減免の範囲及び割合は、市長が別に定める。

(特別の設備等)

**第12条** 市長は、条例第10条の規定による許可を受ける者に対し、図面その他関係資料の提出を求めることができる。

2 前項の許可を受けた場合、これに要する費用は、全て使用者の負担とする。

(入場の制限)

**第13条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、スポーツ施設の使用及び入場を禁止し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 無断ではり紙、広告等を掲示し、又は頒布する者
- (2) 感染症の疾患のある者又は疑いのある者
- (3) 酒気を帯びた者
- (4) 危険物・悪臭その他他人の迷惑となるような物品を持ち込む者
- (5) 動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に定める身体障害者補助犬を除く。)を伴う者
- (6) 他人が嫌悪し、又は迷惑するような服装及び行為をする者
- (7) スポーツ施設本来の趣旨に反する行為をする者
- (8) その他スポーツ施設管理者の指示に従わない者

(準用規定)

**第14条** 第7条から第13条までの規定は、きらめきスタジアムの利用について準用する。この場合において、第7条第1項中「第4条」とあるのは「第23条において準用する条例第4条」と、第7条第1項、第8条第1項、第9条及び第13条中「スポーツ施設」とあるのは「きらめきスタジアム」と、第7条第1項中「使用しよう」とあるのは「利用しよう」と、同項中「使用日」とあるのは「利用日」と、第8条第1項中「使用を」とあるのは「利用を」と、第8条第1項、第10条第2項第2号及び第12条第2項中「使用者」とあるのは「利用者」と、第8条第2項中「使用の」とあるのは「利用の」と、同項中「使用許可」とあるのは「利用許可」と、第9条及び第10条第2項第1号中「使用する」とあるのは「利用する」と、第10条及び第11条中「使用料」とあるのは「利用料」と、第13条中「使用」とあるのは「利用」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、廃止前の敦賀市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年敦賀市教育委員会規則第2号）の規定によってなされた行為は、この規則の相当規定によってなされた行為とみなす。

別表第1（第2条関係）

施設区分	使用期間	開場時間	休業日
市立体育館	1月4日から12月28日まで	平日、土曜日、祝日 午前9時から午後9時30分まで 日曜日 午前9時から午後5時まで	毎週月曜日（祝日を除く。） 祝日の翌日（祝日の翌日が土・日・月曜日のときは、火曜日） 12月29日から1月3日まで
栗野スポーツセンター 体育館 グラウンド 中郷体育館	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後9時30分まで	毎週火曜日（祝日を除く。） 12月28日から翌年の1月4日まで
東浦体育館 金山体育館	1月5日から12月27日まで	平日 午後1時から午後9時まで 土・日曜日及び祝日 午前9時から午後9時まで	毎週月曜日（祝日を除く。） 12月28日から翌年の1月4日まで
花城テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後9時30分まで	毎月第1・3水曜日（祝日を除く。）
	1月5日から3月31日まで	午前9時から午後5時まで	12月28日から翌年の1月4日まで

	12月1日から12月27日 まで		
プール	7月20日から8月25日 まで	午前9時から午後4時 まで	8月26日から翌年の7 月19日まで
中郷スポーツ広場	1月5日から12月27日 まで	午前9時から午後5時 まで	毎週火曜日（祝日を除 く。） 12月28日から翌年の1 月4日まで

備考

- この表中「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日  
をいう。
- この表中の開場時間には、準備及び後始末の時間を含む。

別表第2（第10条関係）

（単位 円）

区分	単位	市立体育 館	栗野スポーツセンタ ー		中郷体育 館	東浦体育 館	金山体育 館	花城テニ スコート
			体育館	グラウン ド				
放送設備	1回	1,000	1,000	1,000	1,000	500	500	1,000

指定管理者指定申請書

年 月 日

敦賀市長 殿

法人・団体名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_ 印

敦賀市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例第14条第2項の規定により、申請します。

記

1 施設の名称及び所在地

施設 の 名 称	敦賀市きらめきスタジアム
施設の所在地	敦賀市若泉町9番3号

2 提出書類

- 法人の登記事項証明書(募集要項の配布開始日以降に交付されたもの)
- 団体が非法人の場合、代表者の身分証明書(募集要項の配布開始日以降に交付されたもの)
- 法人の印鑑証明書(募集要項の配布開始日以降に交付されたもの)
- 団体が非法人の場合、代表者の印鑑証明書(募集要項の配布開始日以降に交付されたもの)
- 申請資格に係る申立書
- 敦賀市税の納税及び納付証明書(募集要項の配布開始日以降に交付されたもの)又は敦賀市税その他公金の納税等の義務がない旨を記載した申立書
- 事業計画書
- 提案事業・自主事業計画書
- 管理に係る収支計画書
- 団体の直近3事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類
- 団体の直近3事業年度の貸借対照表又はこれらに相当する書類
- 団体の直近3事業年度の勘定科目内訳明細書、財産目録又はこれらに相当する書類
- 団体の現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類



様式第2号(第3条関係)  
様式第2号(第3条関係)

資格申請に係る申立書

年 月 日

敦賀市長 殿

法人・団体名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_

敦賀市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例第14条第2項の規定により、下記のとおり申立てます。

記

- 敦賀市税その他公金の納税又は納付義務がない。
- その他

※ 該当する項目にレ点を記入すること。

様式第3号(第5条関係)  
様式第3号(第5条関係)

指定管理者名称等変更届出書

年 月 日

敦賀市長 殿

法人・団体名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_

次のとおり名称(代表者の氏名、主たる事務所の所在地)を変更したいので、敦賀市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例第16条第2項の規定により届け出します。

記

施設の名称		敦賀市きらめきスタジアム
変更の内容	変更後	
	変更前	
変更年月日		

様式第4号(第7条関係)  
 様式第4号(第7条関係)

敦賀市スポーツ施設使用(利用)申込書

使用(利用)施設	<input type="radio"/> 体育館(市立・栗野スポーツセンター・中郷・東浦・金山) <input type="radio"/> 花城テニスコート <input type="radio"/> グラウンド(栗野スポーツセンター・きらめきスタジアム・中郷スポーツ広場)		
使用(利用)目的			
使用(利用)期間	1日	年 月 日	時 分から 時 分まで
	毎週	年 月 . . . 日	毎週 曜日 各日 時 分から 時 分まで
	連続		
使用(利用)予定人員	1回につき 人 計 人		
入 場 料 等	無料 有料		
使用(利用)内容	<input type="radio"/> 体育館関係 ・競技場(全面・半面) ・会議室 ・研修室 <input type="radio"/> グラウンド関係 ・グラウンド(全面・半面) ・専用球場( 面) <input type="radio"/> テニスコート関係 ・テニスコート(全面・ 面)		
その他の設備			
特別の設備 (図面添付)			
使 用 料 (利用料金)	専用使用料	円	設備使用料 円  合計 円
	照明使用料	円	
	そ の 他		
	施設使用料	円	

敦賀市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例第4条の規定により、上記のとおり使用の申込みをします。

年 月 日

郵便番号  
 住 所  
 団 体 名  
 氏 名  
 電話番号

敦賀市長 殿

様式第5号(第8条関係)  
 様式第5号(第8条関係)

敦賀市スポーツ施設使用(利用)許可書

使用(利用)施設	<input type="radio"/> 体育館(市立・栗野スポーツセンター・中郷・東浦・金山) <input type="radio"/> 花城テニスコート <input type="radio"/> グラウンド(栗野スポーツセンター・きらめきスタジアム・中郷スポーツ広場)		
使用(利用)目的			
使用(利用)期間	1日	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	毎週	年 月 日 毎週 曜日 各日 時 分から 時 分まで	
	連続		
使用(利用)予定人員	1回につき 人 計 人		
入場料等	無料 有料		
使用(利用)内容	<input type="radio"/> 体育館関係 ・競技場(全面・半面) ・会議室 ・研修室 <input type="radio"/> グラウンド関係 ・グラウンド(全面・半面) ・専用球場( 面) <input type="radio"/> テニスコート関係 ・テニスコート(全面・ 面)		
その他の設備			
特別の設備(図面添付)			
使用料(利用料金)	専用使用料	円	設備使用料 円 合計 円
	照明使用料	円	
	その他施設使用料	円	
許可条件	裏面諸事項を遵守すること。		

年 月 日付けで申込のあったことについては、上記のとおり許可します。

年 月 日

住 所  
 団 体 名  
 氏 名

殿

敦賀市長 

## (裏面)

### 許可条件

- 1 使用者(利用者)は、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 入場人員は、スポーツ施設に収容し得る定員を基準とすること。
  - (2) 入場者等に対し、常に清潔整頓、安全及び秩序の保持に努めること。
  - (3) 許可を受けないで火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。
  - (4) 許可を受けないで飲食物、その他の物品を販売し、又は陳列しないこと。
  - (5) みだりに許可された場所以外に立入り又は施設を使用(利用)しないこと。
  - (6) 屋内施設内においては必ず上履き等を使用すること。
  - (7) 所定の場所以外で喫煙しないこと。
- 2 次の各号の一に該当するとき、許可を取り消すことがあります。
  - (1) 許可を受けた目的以外に使用(利用)するとき、又は使用(利用)許可の条件に違反したとき。
  - (2) 公序良俗をみだすおそれがあると認められるとき。
  - (3) 建物、附属施設、器具その他の工作物をき損するおそれがあると認められるとき。
  - (4) 管理運営上支障があるとき。
  - (5) 使用料(利用料金)が未納のとき。
  - (6) 敦賀市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例又は規則に違反したとき。
  - (7) その他市長が不相当と認めたとき。
- 3 次の各号の一に該当する者に、使用及び入場を禁止し、又は退場を命ずることがあります。
  - (1) 無断ではり紙、広告等を掲示し、又は頒布する者
  - (2) 感染症の疾患のある者又は疑いのある者
  - (3) 酒気を帯びた者
  - (4) 危険物・悪臭のあるものその他他人の迷惑となるような物品を持ち込む者
  - (5) 動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に定める身体障害者補助犬を除く。)を伴う者
  - (6) 他人が嫌悪し、又は迷惑するような服装及び行為をする者
  - (7) スポーツ施設本来の趣旨に反する行為をする者
  - (8) その他スポーツ施設管理者の指示に従わない者

様式第6号(第11条関係)  
 様式第6号(第11条関係)

敦賀市スポーツ施設使用料(利用料金)減免申請書

使用(利用)施設	<input type="radio"/> 体育館(市立・栗野スポーツセンター・中郷・東浦・金山) <input type="radio"/> 花城テニスコート <input type="radio"/> グラウンド(栗野スポーツセンター・きらめきスタジアム)		
使用(利用)目的			
使用(利用)期間	1日	年 月 日	時 分から 時 分まで
	毎週	年 月 . . . 日	毎週 曜日 各日 時 分から 時 分まで
	連続		
使用(利用)予定 人	1回につき 人 計 人		
入 場 料 等	無料 有料		
使用(利用)内容	<input type="radio"/> 体育館関係 ・競技場(全面・半面) ・会議室 ・研修室 <input type="radio"/> グラウンド関係 ・グラウンド(全面・半面) ・専用球場 ( 面) <input type="radio"/> テニスコート関係 ・テニスコート(全面・ 面)		
その他の設備			
減 免 理 由			
使 用 料 (利用料金)	専用使用料 円	設備使用料 円	合計 円
	照明使用料 円		
	その他 施設使用料 円		

敦賀市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例第9条の規定により、使用料(利用料金)を減免してくださるよう上記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号  
 住 所  
 団 体 名  
 氏 名  
 電話番号

敦賀市長 殿

様式第7号(第11条関係)  
 様式第7号(第11条関係)

敦賀市スポーツ施設使用料(利用料金)減免決定通知書

使用(利用)施設	<input type="radio"/> 体育館(市立・栗野スポーツセンター・中郷・東浦・金山) <input type="radio"/> 花城テニスコート <input type="radio"/> グラウンド(栗野スポーツセンター・きらめきスタジアム)		
使用(利用)目的			
使用(利用)期間	1日	年 月 日	時 分から 時 分まで
	毎週	年 月 . . . 日	
		毎週 曜日	各日 時 分から 時 分まで
連続			
使用(利用)予定 人	1回につき	人	計 人
入 場 料 等	無料	有料	
使用(利用)内容	<input type="radio"/> 体育館関係 ・競技場(全面・半面) ・会議室 ・研修室 <input type="radio"/> グラウンド関係 ・グラウンド(全面・半面) ・専用球場( 面) <input type="radio"/> テニスコート関係 ・テニスコート(全面・ 面)		
その他の設備			
減 免 理 由			
減 免 決 定 使 用 料 (利 用 料 金)	専用使用料 円	設備使用料 円	合計 円
	照明使用料 円		
	その他施設使用料 円		

年 月 日付けで申込のあった敦賀市スポーツ施設の使用料(利用料金)の減免について、上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

住 所  
 団 体 名  
 氏 名

殿

敦賀市長 